

第18回生産物分類策定研究会 議事概要

1 日 時 平成30年11月28日（水）13：00～15：50

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室

3 出席者

（構成員）宮川座長、菅構成員、居城構成員、牧野構成員

（審議協力者）中村審議協力者

（オブザーバー）内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、総務省（情報流通行政局）、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行 ※金融庁、財務省、文部科学省は欠席

4 議 題

1 個別分野の検討について

・Q 複合サービス事業

・H 運輸業, 郵便業（うち49 郵便業（信書便事業を含む））

2 研究会における議論等を踏まえた修正等について

・第11回研究会（本社及び持株会社のサービスの取扱いについて）

・第14回研究会（P 医療, 福祉）

3 産業横断的な課題の取扱いについて

5 概 要

事務局から、資料に基づき、「Q 複合サービス事業」及び「H 運輸業, 郵便業（うち49 郵便業（信書便事業を含む））」に係る生産物分類の分類原案について説明があった。また、第11回研究会における議論等を踏まえた修正等（本社及び持株会社のサービスの取扱いについて）及び第14回研究会における議論等を踏まえた修正等（P 医療, 福祉）について説明があった。さらに、産業横断的な課題の取扱いについての説明があった。

主な意見等は以下のとおり。

【複合サービス事業、運輸業, 郵便業（うち49 郵便業（信書便事業を含む））】

（運輸業, 郵便業（うち49 郵便業（信書便事業を含む））について）

○ 日本郵便の行う4つの業務（郵便業務、銀行窓口業務、保険窓口業務、その他）のうち、郵便業務のみが、「郵便サービス」に該当するという理解でよいか。

→ 御理解のとおり、郵便業務のみが、「郵便サービス」に該当する。

○ 印紙の販売業務は、どこに分類されるのか。「郵便サービス」に含まれるのか。

→ 印紙の販売業務は「郵便サービス」には含まれていないが、どのような分類に設定するべきか判断が難しく、定まっていない。

→ 印紙の販売については、商品券の販売に性質が近いのではないかと。

→ 印紙の販売については、金券などの扱いとも比較の上、検討をお願いします。

○ 切手の販売はどのように扱われるのか。

→ 切手の販売売上は、「郵便サービス」のアウトプットになる。

○ 「宅配便サービス」については、民間事業者と同じものが設定されているという理解でよいか。

- ゆうパックを想定して、民間と同じ分類を副業として設定している。
- 日本郵便の行う封筒等の小売は、「小売サービス」に含まれるか。
 - 封筒等の小売は「小売サービス」に含まれるが、小売される商品をどう区分して分類を設定するかは今後、「卸売業、小売業」において検討する。
- 日本郵便の行う事業は多角化しているが、「郵便サービス」とそれ以外の事業が混ざらないように分類を設定してほしい。

(複合サービス事業について)

- 「協同組合組合員向け指導サービス」は、大分類R「サービス業（他に分類されないもの）」で設定した「非営利的団体サービス」と同じ内容のサービスなのか。
 - 業態の違いはあるが、会員や組合員に対して経営指導、情報提供などを行うという点では違いはないと考えている。
- 信用・共済事業を行っている「Q複合サービス事業」の協同組合の賦課金は「協同組合組合員向け指導サービス」になるが、信用・共済事業を行わない協同組合の賦課金については「非営利的団体サービス」など別の生産物分類にされるのか。また、信用・共済事業を行っている「Q複合サービス事業」の協同組合であっても、傘下の事業所別にみると信用・共済事業を行っていない事業所もある。企業単位で把握した賦課金は「協同組合組合員向け指導サービス」となるが、事業所単位で把握した場合、信用・共済事業を行っていない事業所が受取る賦課金が「非営利的団体サービス」になると、調査の単位によって生産物が変わってしまうのではないのか。
 - 協同組合等の賦課金の生産物分類が金融事業の有無により分かれるのは望ましくないと考えている。なお、「非営利的団体サービス」を設定した際には、協同組合がこれに含まれるとは考えていなかった。
- 同じ組織でまとめて「JA指導サービス」などの分類名とする案と、協同組合等を非営利団体と区分せずに、既設の「非営利的団体サービス」にまとめる案が考えられる。
- 「協同組合組合員向け指導サービス」には、経営指導以外のサービスも含まれるので、名称が指し示す範囲の方が限定的だが、例えば、「協同組合組合員向けサービス」とすると、組合員を対象に別料金で実施するサービスも含まれると誤解される可能性もある。
- 分類の名称については、「非営利的団体サービス」の名称を「政治・経済・文化団体サービス」に変更する予定であり、農協等の賦課金と各種団体の会費をまとめて「政治・経済・文化団体サービス」とすることも考えられる。
 - 農協等の協同組合が政治・経済・文化団体に含まれるとすることは、違和感がある。
同じ種類の団体の賦課金については、団体の産業分類が変わっても、生産物分類が変わらないように分類を設定した上で、適切な分類名を次回の研究会までに検討することとする。

【本社及び持株会社のサービスの取扱いについて】

- 異論はないので、事務局案のとおりとする。

【医療, 福祉】

- 「ケアマネジメントサービス」について、産業分類上は大分類「L学術研究, 専門・技術サービス業」に含まれるが、用途から整理すると修正案のとおり生産物分類では大分類「P医療, 福

社」の統合分類として設定することで異論はない。

→ 日本標準産業分類での取扱いについても、来年度以降の次回改定において改めて検討してほしい。

- 「福祉用具のレンタル」について、修正案のとおり統合分類に「福祉用具のレンタル」を設定し、「K不動産業,物品賃貸業」の主業とした上で、「P医療,福祉」の副業として設定することとする。
- 医療、福祉分野における生産物分類について、公的医療保険や公的介護保険の適用の有無で区分すると、制度が今後変更になった際に、生産物分類上抜け落ちることなどが無いかという懸念があるが、こうした制度変更に対応可能なものとなっているか。
 - 原案では制度変更があってもいずれかに分類できるように設定されていると思うが、制度変更に伴って生産物分類も見直すことが望ましい場合もあると考えられる。
- 高齢者施設等において、ワゴン車を利用して送迎を行う場合があるが、これが「一般乗用旅客自動車運送サービス（タクシーサービス）」に含まれることが記入者側にはわかりにくいと思われる。「一般乗用旅客自動車運送サービス」の最下層に「一般乗用旅客自動車運送サービス（その他の送迎）」と追加してもよいのではないか。
 - 送迎に用いるタクシーやワゴン車の法律上の扱いの違いなどについて事務局において確認し、改めて整理することとする。

【産業横断的な課題の取扱いについて】

(生産物に関連して把握が必要な収入項目の取扱いについて)

事務局から、生産物分類には含まれないが、生産物と混在して把握される可能性のある貸付以外の資金運用収益、配当金等の収入や補助金、寄付金等について、生産物に関連して把握が必要な収入項目として生産物とは別に参考例示することが提案された。

- 統計調査ごとにコードが違うと使いづらいので、受取配当金や補助金等の生産物に関連して把握が必要な収入項目についても、生産物分類とは別に識別できるコードを振った方がいい。
 - コードを振ることについては、生産物に関連して把握が必要な収入項目の提示の方法と合わせて今後検討したい。
- 生産物分類と産業分類との対応についても、コードを振るなどして対応付けができるようになるのか。
 - 産業分類との対応について、コードを振って対応付けを行うかどうかについては検討していないが、今まで検討してきた生産物分類は、それぞれ産業分類の産業別から検討しているものなので、何らかの対応付けは可能であると考えられる。
- 補助金や寄付金等は生産物ではないが、これらの金額も生産物の金額の一部を示していると考えられるため、学校法人や政治・経済・文化団体等の会社以外の法人や持株会社の活動の規模感をみるには、補助金や寄付金等の金額も合わせて把握するという理解でよいのではないか。

(「受託サービス」及び「下請取引」の取扱いについて)

事務局から、「指定管理者制度」等による「受託サービス」や、元請事業者から下請事業者への「下請取引」にかかるサービスについては、原則として生産物分類における区分は行わないことが提案された。

- 生産物分類では、「受託サービス」や「下請取引」に係る分類は設定しないということだが、経済センサスなどの統計調査で、委託費や外注費をどのように把握するかという問題が残る。
 - 経済センサスは、売上側を把握する調査であり、外注費であれば投入調査で把握することになると思うが、取扱いについて関係府省ともご相談させていただきたい。
- 経済センサスでは、建設業を元請けと下請けで分けて把握しているの、そのようなものと整合をとるということであれば、広告サービスやソフトウェア制作サービスも含め、下請サービスという分類項目を設定することも考えられる。
 - 元請けと下請けについては、組織構造の話であり、生産物分類の考え方にはなじまないの、原案のとおり、元請けと下請けを分けなくてもよい。

(コンサルティングの扱いについて)

事務局から、原案において設定した「経営コンサルティング」を含む新たな生産物分類として「事業者向けコンサルティング」を設定し、主として事業者に対して、課題に対する解決策の提案や助言、当該解決策の実行の支援などを行うサービスのうち、他に分類されないものとして定義することが提案された。

- 「事業者向けコンサルティング」には、課題に対する解決策を実行するサービスは含まれていないとのことだが、「実行するサービスは含まない」とはどこまでの程度のことをいうのか。書面による提案は含まれるのか。また、コンサルティングと「実行するサービス」を明確に区分できるか。
 - 解決策の提案に当たっての報告書の提出等については、「事業者向けコンサルティング」に含まれる。また、例えば、コストカットの相談について、コンサルティングファームがアウトソーシングの提案からアウトソーシングする業務の請負まで行う場合、アウトソーシングの提案に係る売上は「事業者向けコンサルティング」に含まれるが、アウトソーシングする業務の請負に係る売上は「事業者向けコンサルティング」には含まれないことになる。
 - 一方で、コンサルティングファームの業務は複雑に絡み合っているため、コンサルティングと「実行するサービス」を明確に区分することは難しいと思われる。実際の調査においては、「コンサルティング」と「実行するサービス」のどちらかに寄せて対応せざるを得ないこともあると考えている。
 - 「事業者向けコンサルティング」がどの産業の経済活動として行われるかについては、今後、提案することとする。
- 「事業者向けコンサルティング」や「科学技術コンサルティングサービス」は「コンサルティング」という名称が使用されているのに対し、「建設コンサルタントサービス」や「補償コンサルタントサービス」では「コンサルタント」という名称が使用されているが、名称を使い分ける理由はあるのか。
 - 生産物分類では、通常、「コンサルティング」を使用しているが、「建設コンサルタントサービス」や「補償コンサルタントサービス」については、業界でこれらの名称の方が一般的に使用されているため、意図的にこれらの名称を使用している。

(「事業者向け」及び「一般消費者向け」の生産物の整理方針について)

事務局から、これまで検討された生産物分類のうち、「事業者向け」及び「一般消費者向け」の

区分を行っているものについて、サービスの用途・質、報告者における区分可能性を踏まえて、統合分類レベルで区分するか最下層分類レベルで区分するかを統一的に整理することが提案された。

○ NAPCS型の分類体系を考えるのであれば、統合分類レベル又は最下層分類レベルで、「事業者向け」と「一般消費者向け」を分けた方がよく、この案で良いのではないかと。

(以上)